

議案第 19 号

橋本市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例について

橋本市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 27 年 11 月 30 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例

橋本市住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成18年橋本市条例第14号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日(平成28年1月1日)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に交付された住民基本台帳カードについては、その効力を失う時又は個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時までの間は、この条例の施行後も、なお従前の例による。